

保険証の
新規発行は
終了

現在お持ちの

保険証(藤色)または資格確認書(若草色)は

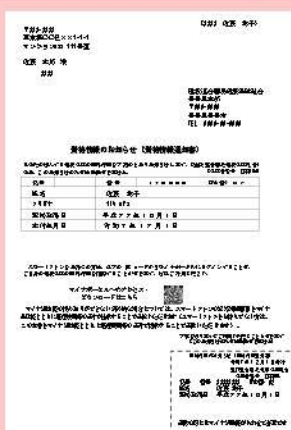
令和7年12月1日以降は 使用することができません

令和7年11月にマイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を
マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を
支部の窓口でのお渡し又は支部から郵送いたします

※マイナ保険証とは……マイナナンバーカードに保険証の利用登録をしたものです。

●令和7年11月に建設連合国保より交付するもの及び、令和7年12月1日以降の 医療機関等への受診方法

〔マイナ保険証をお持ちの方〕



資格情報のお知らせ
※A4サイズ

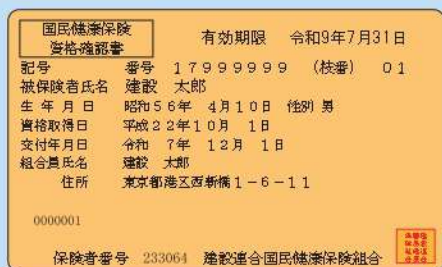
令和7年12月1日以降の
医療機関等への受診方法

マイナ保険証を提示
してください。

※「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。(マイナ保険証に対応していない医療機関等においては、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。)

※マイナ保険証をお持ちの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。
※既に「資格情報のお知らせ」をお持ちの場合は、新しい「資格情報のお知らせ」は交付されません。

〔マイナ保険証をお持ちでない方〕



資格確認書
※カードサイズ
(プラスチック)

令和7年12月1日以降の
医療機関等への受診方法

建設連合国保から交付される
新しい資格確認書を提示
してください。

※資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれも、マイナポータルや廃止される保険証と同様に、「被保険者記号・番号」が記載されています。建設連合国保への問合せや届出・申請等をする場合には、「被保険者記号・番号」が必要になりますので大切に保管してください。

※マイナナンバーカードの電子証明書には有効期限があり、有効期限を超えるとマイナ保険証として利用できなくなります。有効期限の2〜3カ月前を目途に国の機関から有効期限通知書が送付されますので、お住まいの市区町村窓口で更新手続きをしてください。

※高齢者や障害者の方など、マイナ保険証の利用に当たって配慮を必要とする方については、マイナ保険証をお持ちの場合でも、建設連合国保へ申請することにより資格確認書が交付されます。